

## 出店に関する注意事項

- ①申込者が多数の場合は、出店者会議以前に実行委員会において抽選を行いますのであらかじめご了承ください。
- ②引き続きゴミの分別を各店舗で徹底させていただきます。
- ③保健所に許可されない品目を販売した場合、その場で販売停止となります。また、届出にない品目を販売した場合も同じく販売停止になります。
- ④コンセント1つについて、使用出来る電気器具は1つです。2つ以上の電気器具や届出以上の電気容量を使っている事業所はその場で使用禁止とし、次年度以降出店をお断りすることがあります。なお、電気器具の電気容量は出来るだけ細かく調べ、正確なワット数をご記入ください。
- ⑤使用しているテントの前や横へはみ出した看板や販促物を掲示することを禁じます。常識の範囲内での看板やPOPなどの掲示をしてください。
- ⑥テントの外での販売（駅弁の立ち売りのような）を禁じます。
- ⑦テントの外にはみ出す販売、備品の配置等を禁じます。
- ⑧荒天による中止の場合、出店料等は返金しません。
- ⑨ ②～⑦の他にも、後日行われる出店者会議での注意事項を守らない事業所は、来年度以降の出店をお断りすることもありますので、併せてご了承の上、お申込ください。

\*過去には係員の制止を振り切って、午後2時以降に会場にバイクを乗り入れたケースや、現地で電気のブレーカーをいじって、自分のテントで使える電気の容量を増やしたあげくに周りのテントを巻き込んで停電にさせたケースもあります。このような悪質なケースの場合、その場で直ちに販売停止とさせて頂き、次年度以降の出店は出来なくなります。

このように細かく注意事項を並べたのは、食中毒や事故などが起きることによって、次年度以降花火大会を継続できなくなることを防ぎたいからです。ご理解・ご協力を頂いた上で、出店のお申し込みをお願いします。